

SSHCONニュース

第90号 発行日：令和7年6月18日

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部

・TEL 048-649-8617 ・Fax 048-649-8618

・〒 330-0804 さいたま市大宮区堀の内町1-116-1 安藤ビル3F

・支部 URL <http://jashcon-saitama.com/>



日本ではA I 法が成立し、A I 戦略本部が発足しました。現在は第4次A I ブームに入っていると言われています。既に一部の産業では、生成A I により圧倒的な生産性の向上が実現されているそうです。A I を使いこなすことは社会人の基礎的な能力の一つという時代になったのかもしれません。労働安全衛生コンサルタントの仕事も、A I を活用することによる新たな展開が期待されます。一方、個別の事業場・工場の課題抽出やそれに対する正しい対応がA I にできるのかどうかは疑問です。いつまでも社会に必要とされる仕事であることを期待します。

上の写真は、東京都青梅市にある「吹上しょうぶ公園」で撮ったハナショウブの写真です。初夏の谷戸地（雑木林に覆われたなだらかな丘陵地が侵食されてできた谷間の低湿地）に、手入れをされた約250品種以上、10万本の花しょうぶが咲くそうですが、この日は見ごろには少し早く4割ほどの花が咲いていました。

会員の皆様におかれましては、ご健康にはくれぐれもご留意され、一層のご活躍を祈念いたします（事務局広報部）。

ニュースの主な内容

1. 研修部だより	2
2. 事務局だより	4
3. 会員寄稿	7
4. 最近の報道より	8

1. 研修部だより

第 135 回埼玉支部研修部会 開催報告

埼玉支部研修部会主催の定期研修会（第 135 回）を令和 7 年 3 月 28 日（金）に武蔵浦和コミュニティセンターで開催しました。

講演テーマは以下の通りです。

・講演テーマ

- 講師：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会会員 篠原 昭司 氏
・「銅製錬とその設備で発生した事故災害事例」
- 講師：（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会会員 遠藤 潔 氏
・「道路分野の安全衛生対策」

開催場所は JR 武蔵浦和駅西口からデッキ直結の武蔵浦和コミュニティセンター10 階の集会室 6 を使用しました。参加者は、会場参加者 20 名でした。東京支部からも 3 名が参加しました。

篠原氏からは、銅製錬の歴史や現状の解説の他、事故災害事例の紹介と解説が行われました。遠藤氏からは、道路工事の安全衛生対策について解説が行われました。

両氏とも、質疑応答では参加者との活発な議論が行われました。

研修会終了後は場所を魚民に移し、情報交換会が開催されました。和やかな雰囲気の中で盛会裏な情報交換会となりました。

（真崎研修部長）



（研修会の様子）



(魚民での情報交換会の様子)

2. 事務局だより

- (1) 令和7年度第1回幹事会が令和7年5月10日(土)に市民会館おおみやの集会室7で開催されました(下記報告事項は、5月10日時点の情報に基づいて記載しています)。

I 報告事項

● 支部長報告

今回は、事前に提案していただいた第35回議案書(案)の審議を最初に行い、審議後の議案書(案)を来週行われる監査に提出します。監事より監査報告書を作成していただき、議案書(案)に添付して、総会に提出します。(支部長)

監査日程：令和7年5月17日(土) 市民会館おおみや集会室5 10:00～

II 審議事項

1. 第35回議案書(案)の審議(参加者全員)

審議後の議案書(案)を添付します。

2. 総会の役割分担(椎名総務部長)

審議時間が確保できなかったため、メールで役割分担を承認していただく(添付)。

来賓への総会案内：埼玉労働局、埼玉労働基準協会連合会、埼玉産保センター

総会案内(メール：5/12 予定、メール連絡不可の会員には往復はがきを予定)

(椎名総務部長)

3. 支部所有 DVD 貸出ルールについて(真崎研修部長) メールでご意見や修正等の審議を行い、合議事項を議事録に記載します。

【支部所有 DVD 貸出ルール】により、貸し出しを開始したい。

●管理

- ・ 備品等借用管理簿を支部事務所に備え付ける。
- ・ 借用する事業部員は管理簿に記載し同時に LINEWORKS に登録し、借用する。
- ・ 返却した時は管理簿に返却した旨を記載し、支部へメールを入れる。
- ・ 支部当番者は返却があったことを確認し、管理簿に確認したことを記載する。

●貸出期間

- ・ 1週間を基本とし、長くても2週間以内とする。
- ・ 2週間が経過しても戻らない場合には、返却を催促する(真崎)。

●紛失時の処置

- ・ 現品の価格を支払う。

I 報告事項(つづき)

審議時間が確保できなかったため、事前に各部から提出している下記内容について、確認していただく。

1. 事業部会各部からの報告

(1) 企画部(大越企画部長)

QRコードを入れた埼玉支部リーフレット(案)を作成しました。

2000 部を新規作成し、基準協会、監督署に配布予定です。

(2) 研修部（真崎研修部長）

- ・第 136 回 埼玉支部研修会の開催予定

令和 7 年 7 月 18 日（金曜日）13：50～16：45 市民会館おおみや 6 階 集会室 10

- 講師：伊藤博英 氏

「あるファインケミカル製品製造工場における労働災害と災害撲滅活動」

清杉睦雄 氏

「鋼橋架設と安全衛生」

- 支部長報告 中澤支部長 「著作権侵害に関して」

- ・2025 年度 見学会について検討状況の報告

ホンダ埼玉製作所（寄居）の見学について、見学依頼は 2 か月前の 1 日～7 日に行う。11 月見学を依頼するとなると、9 月に見学依頼となります。

(3) 業務部（森業務部長）

これまでと同様に支部当番（相談員）による電話、Eメールに対応するセンター業務と平行して、今年度以降のセンター業務形態として、電話転送サービス（ボイスワープ）を活用した支部当番不在時の受付体制について検討中です。

そのための技術的検証（インターネット上で設定する方法と事務所電話で直接設定する方法）を実施した上で最適な運用ルールを幹事会で提案し、整理を図りたいと思います。

2. 事務局及び各部からの報告

(1) 総務部（椎名総務部長）

会員及び事業部会員の入会・退会

	入会	退会
支部会員	浅見聡さん（衛工） 岸林伸行さん（化学）	佐々政人さん 金子弘さん 桑野忠生さん
事業部会員	なし	なし

(2) 広報部（青木広報部長）

SSHCON ニュース 89 号を 2 月に発行しました。

(3) 会計部（田中会計部長）

4/2 に銀行の残高証明を取って内容を確認し、本部へ会計資料を報告しました。

来年度からは、3 月末の残高証明は銀行から直接本部に送ってもらえるとのこと
で銀行に申請依頼しました。

III 次回幹事会の予定

2025 年 9 月 13 日（土） 14:00～



(令和7年度第1回幹事会の様子)

3. 会員寄稿「作業環境測定は命懸け」

埼玉支部 総務部長 椎名孝夫

作業環境測定機関に入職依頼、36年間、作業環境測定（以下測定）を生業としてきた。

この財団法人は、健康診断を中心に成り立ち、健康診断の計画、健診事業および検査事業、結果判定などの部（課）があり、作業環境測定課は、少数精鋭であった。

当然のことながら、定期的に人事異動があり、誰でも一回程度は、人事異動を経験する。

人事異動は、異動先で、様々な業務を経験し、今後の業務に役立て、あるいは人事交流を経験し、管理職に生かすことが目的である。

このような財団法人で、私は、36年間一度も移動を経験しなかった。誠に稀有な存在であり、測定のみを業務として過ごした。

今回は、測定を経験した上で、命に危険な作業現場の経験を紹介する。

川口の鋳物業は、世界に誇れる鋳物製品を生産している。

昭和50年代に、ある鋳物工場にて、型バラシ時の粉じん濃度の測定の依頼があった。キューポラによる溶解により約1500℃の銑鉄の湯だし、小物の製品の注湯が行われ、注湯作業後、約30分経過すると型バラシが始まる鋳物工場であった。

キューポラから溶解した銑鉄の状態を観察していたが、その時「震度5クラス」の地震に襲われ、キューポラは大きく揺れ、傾いた。

鋳物業は、足場が悪く、人一人がやっと動けるようなスペースしかなく、逃げ場がない。

ここで、キューポラが倒れたら、百分の一も助からないだろうと、焼け死ぬ自分の姿が、脳裏に移った。

幸いにして、揺れは収まり、キューポラも倒れずに済んだ。

測定にて、最も危険な場面に遭遇した。

今から、思い起こしても、ヒア汗が出るような思い出である。

その他にも、200ボルトの裸線、硝酸、硫酸のミストや酒酔いするような有機溶剤蒸気の現場など、様々な危険な作業場を経験した。

青石綿を使用していることが分からないで、呼吸用保護具を着用せず、長時間の測定を実施したことなど、危険な作業場を思い出すと枚挙にいとまがない。

測定では、擦り傷などは日常茶飯事だが、幸いにも、大きな怪我は経験しなかった。

作業現場は、危険要素が潜んでいることから、どのような現場であっても、決して油断してはならない。

安全靴、ヘルメットおよび長袖の作業衣など保安用品の着用が重要で、作業環境測定士は、労働者に模範を示さなければならないと感じた。

測定を通じ、作業現場では、「安全第一」であることを思い知らされた。

今は、このような測定現場の体験、経験を活かし、コンサルタント業務に勤しんでいる。

4. 最近の報道より

■厚生労働省その他の動き（気になる情報の抜粋）

月日	表題	概要
令和7年 2月	厚生労働省 フリーランスの業務災害防止 労災保険特別加入団体用テキスト	特定フリーランス事業に係る特別加入団体は、少なくとも年に1回以上、加入者に対して、災害防止等に関する研修会等への参加の機会を提供することとなっている。 https://www.jisha.or.jp/Portals/0/resources/research/pdf/202501_01.pdf （参考） 令和6年11月1日から「フリーランス」が労災保険の「特別加入」の対象へ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/rousai/kanyu_r3.4.1_00010.html
2月18日	日本規格協会 JIS Z 8505-1:2025 「人間工学 —手作業による取扱い—第1 部：持ち上げ、持ち下げ及び運 搬」を制定	手作業による重量物の取扱いに関するプロセス・デザインを定めた国際規格をJIS化した。 https://webdesk.jsa.or.jp/common/W10K0620?id=1389
2月19日	厚生労働省 ラベル・SDS対象物質の範囲 についての所要の改正、労働安 全衛生規則別表2の個々の物質 名の追加・削除等、所要の改正	労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-288-1-0.htm 厚生労働省令第12号 https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-393-1-0.htm 厚生労働省告示第24号 https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-289-1-0.htm 基発0219第4号 令和7年2月19日 https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001415985.pdf
3月4日	厚生労働省 第26回労働政策審議会安全衛生 分科会じん肺部会 資料 じん肺審査ハンドブックの改訂 について	ハンドブックについては、昭和53年に発刊してから大幅な改訂が行われていないことから、医療の進展、医学的知見の集積等を踏まえた現状に即したハンドブックを作成することとし、「じん肺健康診断とじん肺管理区分決定の適切な実施に関する研究」（令和4～6年度）（研究代表者：芦澤 和人）にお

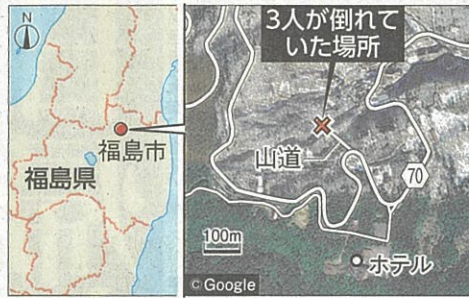
		いて、ハンドブック改訂案を作成した。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_53531.html
3 月 25 日	国土交通省関東地方整備局 令和 7 年度 工事事務防止「重点的安全対策」 ～工事安全対策の向上に向けた具体的な安全対策の策定～	関東地方整備局では、令和 7 年度も工事安全対策のより一層の徹底を図るため、令和 6 年度の工事事務発生形態を考慮し、「令和 7 年度重点的安全対策」を定めた。 https://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kisha_02234.pdf
3 月	厚生労働省北海道労働局 農業向け労災防止リーフレットを新たに作成	帯広労働基準監督署では、農業の労働災害の多発を踏まえ、国立大学法人北海道国立大学機構帯広畜産大学と連携し、労働災害防止リーフレットを作成した。 https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/news_topics/kantokusho_oshirase_0005_06_anzenisei_nougyou.html
3 月	厚生労働省 リーフレット	労働安全衛生法に基づく健康診断を実施しましょう https://www.mhlw.go.jp/content/001436958.pdf
3 月 31 日	厚生労働省 注文者・事業者等が安全衛生上の指示等を行う場合における留意事項（労働基準法上の労働者性、いわゆる偽装請負との関係）について 基監発 0331 第 1 号 基安計発 0331 第 1 号 職需発 0331 第 1 号 令和 7 年 3 月 31 日	注文者・事業者等が関係請負人の労働者や個人事業者等に対して安全衛生確保の観点から指示等を行う際、「業務委託等を受けた個人事業者に労働者性が認められてしまうのではないか」、「関係請負人の労働者について偽装請負と判断されてしまうのではないか」との問題意識から、必要な指示等を躊躇している状況があるとの指摘を受け、安全衛生上の指示等が労働基準法上の労働者性や偽装請負の判断に影響を与えるか否かの判断に当たっての基本的な考え方や留意事項についてとりまとめた通知を发出した。 https://www.mhlw.go.jp/content/001469300.pdf
4 月 14 日	厚生労働省 労働安全衛生規則の一部改正	熱中症による災害を防ぐために事業者が講ずべき措置等 厚生労働省令第 57 号 令和 7 年 4 月 15 日 https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250415K0010.pdf 基発 0520 第 6 号 令和 7 年 5 月 20 日 https://www.mhlw.go.jp/content/11303000/001490911.pdf
—	厚生労働省 2025 年 4 月から事業者が行う退	https://www.mhlw.go.jp/content/001254088.pdf (参考)

	避や立入禁止等の措置について、以下の 1、2 を対象とする保護措置が義務付けられる。 1. 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人 2. 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について 基発 0430 第 4 号 令和 6 年 4 月 30 日 https://www.mhlw.go.jp/content/001254086.pdf
4 月	厚生労働省 リーフレット	産業医による労働者の健康管理等を徹底しましょう https://www.mhlw.go.jp/content/001480782.pdf
5 月 14 日	厚生労働省 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律	少子高齢化が進展し、生産年齢人口の減少が見込まれる中、多様な人材が安全に、かつ、安心して働き続けられる職場環境を整備するため、以下の 5 点を改正 ①個人事業主等に対する安全衛生対策の推進 ②職場のメンタルヘルス対策の推進 ③化学物質による健康障害防止対策等の推進 ④機械等による労働災害の防止の促進等 ⑤高齢者の労働災害防止の推進 https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H250514K0021.pdf 基発 0514 第 1 号 令和 7 年 5 月 14 日 https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T250516K0010.pdf

温泉源泉管理 3人死亡

福島 硫化水素吸ったか

福島市町庭坂の高湯温泉にある「花月ハイランドホテル」の支配人ら3人が、17日午後2時に近くの山道に入ったまま遭難し、18日に発見されたが全員の死亡が確認された。福島県警は、3人が硫化水素を吸った可能性があるとして、死因を調べる。



と佐藤幹也さん(67)。17日午後2時ごろに3人で、管理のために近くの山道から源泉に向かった



という。同日午後8時過

高湯温泉で遭難したホテル支配人ら3人を捜索する人たち=18日、福島市、福島放送提供

ぎになり、「3人が戻らない」とホテル側が110番通報していた。18日朝から県警や消防が捜索し、ホテル北側の山道入り口から約1000分の源泉に向かう途中の積雪の中で、倒れている3人を発見。いずれも現場で死亡が確認された。

現場付近は毒性の強い硫化水素のガスの濃度が高いという。県によると、17日午前7時半時点の高

湯温泉の積雪深は110センチ、18日の同時点では146センチだった。
(酒本友紀子、滝口信之)

高濃度臭い感じず

高湯温泉は硫黄泉で知られ、活火山である吾妻連峰のふもとに位置する。硫化水素は、火山ガスの一種。福島県は周辺の火山ガスのうち硫化水素と二酸化硫黄の濃度を計測し、警戒している。

磐梯山噴火記念館(同県)の佐藤公館長によると、火山ガスは空気より重く、低い場所にたまりやすい。硫化水素を高濃度の状態で吸い込んだ場合は「一瞬で倒れてしまう」と話す。低濃度では腐った卵のような臭いがするが、高濃度では臭いを感じず吸い込む危険性があるという。

佐藤さんが把握する限りでは、1950〜2015年に国内で火山ガスによる死亡事故が約30件あり、うち20件以上が硫化水素だという。源泉周辺では高濃度になる可能性が高いが、いつ濃度が高くなるかの予測は難しく「温泉の管理などの仕事をする人は、常にガスマスクをつける必要がある」と話した。

(中島嘉克、平川仁)

「湯守」の安全悩む温泉地

福島3人死亡源泉近く規制なし

福島市の高湯温泉で2月、山中にある源泉の管理に行ったホテル関係者3人が、硫化水素中毒で死亡した。温泉地では「湯守」と呼ばれる人たちが源泉の維持や清掃を担う。利用者の安全については基準があるが、温泉を管理する人の安全対策についてルールはなく、関係者らは「命がけの仕事」だと話す。

防によると、2月18日午前、ホテル近くの源泉に向かう途中にできた雪のくぼ地で、折り重なるように倒れた状態で見つかった。発見当時、現場では5ppm以上と高濃度の硫化水素濃度が測定された。3人は、火山ガスから身を守るための空気ボンベや防毒マスクは身につけていなかった。ただホテル側によると、硫化水素の測定器や無線機は持参していたという。県

警は、事故原因を調べた上で、業務上過失致死容疑に該当するか慎重に判断する方針。

高湯温泉は硫黄濃度が高く、こまめに清掃しなければ温泉成分で引き湯管が詰まる。

労働者一般を対象とした国の規則では10ppm超の場所には「みだりに入ってはならない」とされている。また、下水道施設や船のタンク内での作業を想定した厚生労働省

の「酸素欠乏症等防止規則」では、硫化水素濃度を10ppm以下に保つよう換気し、できない環境では空気ボンベの使用などを義務付けている。ただ、温泉地は想定外だ。

自身も源泉管理を担う旅館協同組合の遠藤淳一理事長(69)によると、源泉近くで10ppmが計測されることは珍しくないという。ボンベは重く、消費も早い。「規則を厳密に適用すれば、商売にならなくなってしまう」と話す。組合は源泉管理の作業マニュアルを策定する方針だ。

3人が勤めていたホテルは5日に営業を再開したが、ホームページで

「事故原因の調査とともに、今後の安全対策の見直しを行っております」と説明した。

事故を受け、福島市の木幡浩市長は会見で「源泉付近の管理は行政の規制はなく『自己責任』の世界。市としてどう対応するか検討していきたい」とした。温泉の安全対策は、利用客向けには環境省が定める浴室の硫化水素濃度や換気の基準がある。だがそこで働く人については、各施設に委ねられているのが現状だ。

福島県二本松市の岳温泉の源泉で湯守を長年務める武田喜代治さん(73)は今回の事故を「ひとごとではない」と話す。週1回、温泉街から約8キロ離れた活火山・安達太良山の中腹にある源泉に足を運び、管の清掃をしている。冬の作業は「命がけ」と話す。源泉周辺は湯の熱で雪が解け、大きな空洞ができ、無風状態では空気より重い硫化水素がたまりやすい。中毒で命を落とす危険もある。

防毒マスクなどは装着しない。「作業中にマスクをすると余計な体力を使う。作業効率を考えても現実的ではない」という。

公益財団法人「中央温泉研究所」の滝沢英夫研究部長によると、硫化水素は数百ppm以上では多くの場合、一瞬で意識を失い、最悪は死に至る。

(酒本友紀子、滝口信之)

造船所のアスベスト被害

「国に責任」初の判決

造船所で働いた男性が
アスベスト（石綿）を吸
い込み、中皮腫で死亡し
たのは、国が造船会社へ
の指導監督を怠ったため
だとして、男性の遺族が
国に損害賠償を求めた訴
訟の判決が横浜地裁であ

った。小西洋裁判長は請
求通り、国に600万円
の支払いを命じた。

造船業労働者の石綿の
健康被害は建設業に次ぐ
規模。同様の訴訟は東
京、大阪、札幌各地裁で
も係争中だが、造船所で

の被害について、建設現
場と同様の責任を国に認
めたのは初めて。建設業
の労働者と違い、造船業
は国の給付金制度の対象
外で、原告代理人の広川
隆康弁護士は「造船所の
人々が救済される大きな
第一歩」と話した。

2月28日の判決による
と、男性は住友重機械工
業の浦賀造船所に勤務し
た1970～79年、船内
で石綿を含む資材を電動

ノコギリで切断するなど
し、石綿粉じんにさらさ
れた。2012年に良性
石綿胸水と診断され、労
災認定。20年に中皮腫で
68歳で死亡した。

国は、造船現場で使用
された石綿は建設現場に
比べてごくわずかで、予
見可能性がないなどと主
張。だが判決は、197
5年には造船現場で石綿
による健康被害を防止す
る必要があると認識でき

たと指摘。事業者に対
し、労働者に呼吸用保護
具を使用するよう義務づ
けなかったことなどを違
法とした。

東日本アスベスト被害
救済弁護士事務局長の山
岡遥平弁護士は「当然と
もいえる判決だが、これ
までの国の態度に照らせ
ば重要な前進。さらに広
く迅速な救済制度が広が
ることを期待する」と評
価した。

（中嶋周平）

（事務局広報部）

■ストレスチェックの主な質問項目

回答は4段階(「そうだ」「ちがう」など)から選択

仕事について

- ・時間内に仕事が処理しきれない
- ・自分で仕事の順番・やり方を決められる
- ・職場の方針に自分の意見を反映できる

最近1カ月の状態について

- ・ひどく疲れた
- ・気分が晴れない
- ・よく眠れない

上司や同僚について

- ・気軽に話ができますか
- ・困ったときに頼りになりますか
- ・個人的な問題を相談したら聞いてくれますか

厚生労働省が作成した簡易調査票から

ストレスチェック 中小でも義務化へ

働き手のストレス状態を調べる「ストレスチェック」がすべての企業に義務づけられる。仕事の原因で心の病になる人が増えていることから、実施対象を従業員50人未満の小規模な企業にも広げて職場環境の改善を促す。

精神障害で労災 10年で2倍

政府は14日、こうした内容を盛り込んだ労働安全衛生法の改正案を閣議決定した。今国会で成立すれば、公布から3年以内に施行される予定だ。年1回のストレスチェックは、2015年から従業員50人以上の事業所を対象に義務づけられた。「時間内に仕事が処理しきれない」「上司や同僚と気軽に話せるか」といった、業務量、周囲

のサポート、心身の自覚症状などに関する質問に答えてもらい、心理的な負担の度合いを測る。結果は医師や保健師が従業員に直接通知し、本人の同意なく会社に知らせることはない。高ストレス状態と判定された場合は、産業医との面談を勧められる。会社は個人情報がかかる

業者選び苦勞の一方 成果も

「中小企業は人手が限られており、導入には手間がかかる。業者を選んだり、チェックの結果を生かす計画を作ったりするのは難しかった」

55人の従業員を抱えるIT企業「ソーシステ

らない形で全体の結果を分析し、職場環境の改善に努める必要がある。50人未満の企業は、プライバシーへの配慮が難しく、作業の負担も重いことから除外されてきた。しかし、長時間労働などが原因でうつ病などを患う働き手が急増。精神障害による労災支給決定は、23年度は883件に上り、10年前の約2倍になった。このため、改正法案ではストレスチェックの対象を50人未満の事業所にも広げた。プライバシー保護の観点から、10人未満の職場では全員の同意がなければ結果分析はしないことにした。

ンが示された。金額や提供内容が大きく違い、どう選んでいいかわからず途方に暮れたという。

社会保険労務士や知り合いの経営者に相談し、産業医と契約するための月約5万円のほかに、年2万5千円の経費がかかるプランにした。手頃な価格が決め手になったが、「導入には相当な勉強が必要だ」と指摘。他の業務と掛け持ちする担当者や役員が手分けして実施にこぎ着けた。

一方で、成果も出始めているという。ストレスチェックをきっかけに、医師の面談を経て休職に至った例があった。「本来チェックの前に手を打ちたかったが、深刻な状態にはならずにすんだ」

大脇さんは「どう使うかという目的を持って実施すれば有意義だ。サービス選定や得られるデータの使い方やメリットについて、国はわかりやすく周知してもらいたい」と話した。(宮川純一)

(事務局広報部)

転ばぬ先のAI

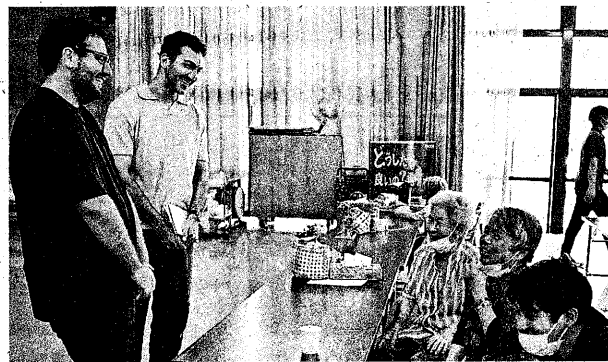
沖縄科学技術大学院大学(OIST)発スタートアップのSage-Sentinel(セージ・センチネル、恩納村)は高齢者の転倒を人工知能(AI)で予測し、回避につなげるシステムを2025年中に商用化する。介護施設「谷茶の丘・雅」(恩納村)で2月中旬まで実施した実証実験を基に、データの解析や機器の改良に取り組む。重大なけがにつながるリスクを減らし、介護現場の負担軽減につなげる。

(政経部・大川藍)

厚生労働省によれば、転倒とが一因にある。転落による死亡は年々増加し、23年には1万1千件を超え、交通事故の3倍以上となった。高齢者は体のバランスを崩した際の認識が若者に比べて遅く、さらに崩れたバランスを立て直すのが難しい危険を知られる。利用者は立

大学発企業、介護分野で商用化へ

体の動きで「予知」、ベルト振動



ち止まったり、手すりにつかまったりして、体を安定した状態に戻す。

キャッシャー・ミサギヤン最高経営責任者(CEO)は「歩くだけでなく立ち上がる、階段を上るなど、高齢者の行動全般が予測対象」と話

実証実験で施設利用者と談笑するSage-Sentinelのキャッシャー・ミサギヤンCEO(左から2人目) OISTホームベ

す。特に車いすから立ち上がる時が転倒のリスクが高いという。

介護施設での利用を目指す。機器の導入費用は3万円、月額利用料は2400円を想定。キャッシャーCEOは「一重点的に介護すべき人に職員を配置でき、介護施設の業務効率化につながる」と見据える。

2月に行った実証では、必要なデータを取得でき、利用者から使い勝手に関する苦情もなかったという。実験結果を基にセンサーを改良し、商用化を急ぐ考えだ。

りすぐりの街だね、文化や芸能、スポーツの話題を月1回お届けします。

(事務局広報部)

働く

✉t-rododo@asahi.com

月曜掲載

働き手の安全を守る ILOの条約批准へ

政府は、国際労働機関（ILO）の基本条約の一つである「職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約」を批准するための承認を今国会に求めた。国内で働き手の安全を守る法律の保護対象を広げる取り組みを踏まえた。

ILOの条約は、仕事による事故などの防止を目的として、国や企業が必要な措置をとることを求めている。

日本が批准してこなかった背景には、労働安全衛生法が保護の対象とす

政府が安衛法改正案 成立見込み

る業種が限られていることがある。別々の企業に雇われた労働者が同じ場所で作業する場合に保護が義務づけられているのは建設、造船、製造の3業種のみだった。

政府が今国会に提出した安衛法改正案では、これを全ての業種に対象を拡大。さらにフリーランスなど個人事業主にも保護の対象を拡大する。

政府は成立を見込み、条約を批准する環境が整ったと判断。今国会中にも承認される見通しだ。条約への批准は、日本

でも労使双方が求めている。昨年開かれた厚生労働省の会議で、労働組合の中央組織・連合の担当者らは「本来は他国にこの批准を働きかけて、知見の共有を行うべき立場にある」と訴えた。経団連の担当者も、「企業価値にも大きな影響を与える」と前向きだ。

ILOの歴史に詳しい近畿大学の石井聡教授は「この機に批准できれば意味は大きい」と評価する。

この条約を批准しているのは、主要7カ国（G

7）ではイタリアのみ。ただ、国際取引において、企業の社会的責任を果たしているかどうかを判断する材料の一つにILO条約の批准があると。相手の企業を調べなくてもその点はクリアしているともみさせるからだ。

また、経済連携協定（EPA）など貿易に関する協定でも、基本条約を守ることが求められているといい、石井教授は「国が企業の国際的な経済活動を支援するうえでも重要だ」と話す。ILOには10の基本条約がある。1998年に定めたのが、すべての加盟国に対して尊重を求める原則として、結社の自由や強制労働の撤廃、児童労働の廃止、差別撤廃に関する八つの条約。2022年には、労働安全衛生に関する二つの条約を加えた。

日本が今回の条約を批准すれば、未批准で残る基本条約は一つとなる。「雇用及び職業についての差別待遇に関する条約」で、日本では公務員の政治活動に制約があり、ハードルは高そう



ご意見や体験をお寄せ下さい。メール t-rododo@asahi.com、X(旧ツイッター) @asahi_nataraku

労災保険のメリット制 意義は

厚労省研究会 環境づくりで負担減る仕組み

労災保険のメリット制をめぐる主な論点 メリット制を維持すべきか？

労災を起こした事業所は
状況が改善している傾向
があり、維持すべきだ

効果に限界があり、廃止
すべきだ

労災を起こしやすい人が雇われにくくなる？

事業主に対策を促す必要
があり除外すべきでない

雇うのを避けることを助長
するから除外すべきだ

適用になる数が限られているのでは？

労働者数でみると全体の
59%で効果は大きい

事業所数でみると全体の
4%で効果は限定的

国は事業主に労災認定後に情報をどこまで伝えるべきか？

労災防止の対策を促す
ためにできるだけ詳しく
伝えるべき

認定した労働者のプライ
バシーに配慮し、労災認定
の事実だけにすべき

「すでにメリット制の役割は終了している」とみることができる。廃止してはどうか」

この日の研究会で名古屋大の中野妙子教授は「企業の災害防止努力が進んでいる」と指摘し、廃止論に踏み込んだ。

メリット制は労災保険の仕組みで、過去3年間の労災の多寡などで、事業主が納める保険料が最大約4割増減する。

労災が起きにくい環境をつくる見返りに負担が減る仕組みで、研究会で

も全労働者の約6割に適用されていることなどから「労災防止に一定の効果が上がっている」として存続を求める声も。

ただ、メリット制は効果が出やすい主に100人以上の事業場を対象とするため、全国の事業所ベースでは4%にしか適用されておらず「効果は限定的」との意見も少なくない。

メリット制によって、事業主が労災を申告しない「労災隠し」につながる懸念も指摘された。

「防止努力進んでいる」廃止論

労災保険料の増減を動機付けに、事業主の労災防止への取り組みを推進させる「メリット制」。厚生労働省で4日、メリット制のあり方を議論する研究会が開かれた。労働環境が激しく変化するなか、今後も「メリット制」を続けていくことに利点はあるのか。

「一定の効果」存続論も

また、メリット制によって、高齢者や障害者などを企業が雇わなくなる可能性についても検討された。転倒などの労災リスクがあるためだが、そ

裁判契機に制度注目

メリット制に注目がある。一般財団法人

の労災認定の取り消しを求めた裁判だ。最高裁は昨年7月、労災決定には「不服を申し立てられない」としつつ、事業主は「労災保険料の決定段階で（増額の）適否を争える」とした。

この日の研究会では、保険料決定を判断する場合、事業主が適否を判断できるよう、国から労災について十分な情報を提供するべきだとの声が多く上がった。近年はオフィスワーク

や在宅勤務の増加などで労働環境も変化。うつ病などの労災認定も増えてきており、事業主の対策の難しさも指摘されている。研究会は今夏までに論点を整理し、労働政策審議会に場を移して労使代表が議論する見通しだ。

(宮川純一)

(事務局広報部)

時時刻刻

ミス 罰しないことで防ぐ

報告促す JR西、宝塚線事故の教訓

107人が死亡した2005年のJR宝塚線脱線事故の教訓を受け、JR西日本は人が犯すミスへの考え方を大きく変えた。人間科学に基づく新しい考え方を採り入れ、運転士のミスを原則処分しない運用を導入した。25日で事故から20年。教訓の現在地を追った。(瀬戸口和秀増山祐史千種辰弥)

▼社会面参照

電車を脱線させた運転士の「事故前」に、変更の理由がある。

この運転士(当時23)は脱線事故の約1年前、京都府内の駅で約100回、停止位置を行きすぎるミスをした。「運転士の仕事をなめているとしたか考えられない」。助役ら3人から厳しい事情聴

取を受けた。訓告の処分を受け、期末手当も減額。計13日間の日勤教育では、「最近、運転士となり一人前になったという、自分のうぬばねについて」など計20項目のレポートを書いた。

翌年の4月25日。運転士は、JR宝塚線の伊丹駅で約70分行きすぎた。事故後の複数の事故検証が、日勤教育や懲戒処分といった個人の責任を追及する同社の運転士の管理方法は「逆に事故を誘発する」と指摘。人間科学に基づいたミスへの知見を導入するよう同社に求めた。

人のミスについての知見を同社に助言した芳賀繁・立教大名教授(交通心理学)によれば、ミスの従来の考え方とは、不注意によって起きる。ミスは一部の人間しかおこさない。厳しく罰すれば、違反やミスをしなくなる。

ヒューマンエラーの考え方

ミスに対する…

従来の考え方

1. 不注意によって起きる
2. ミスは一部の人間しかおこさない
3. 厳しく罰すれば、違反やミスをしなくなる

新しい考え方

人は誰でもミスをするものであり、故意や一時的な悪意など以外では処分せず、自発的なミスの報告を促して再発防止に役立てる



芳賀繁・立教大名教授(交通心理学)

方だ。JR西も事故後にこうした考え方を導入。ミスをした運転士らにはより実践的な教育をすることに加えて、ミスを原則処分しない運用に変えた。「非処分にするには、気持ちの緩みと懸念する社内の声が多かった」(同社)ことなどを受け、事故やトラブルが増えないことを確認しながら、事故5カ月後、2008年、16年と3段階で非処分とするミスの対象を拡大。現在、故意や怠慢でなければ、事故に至ったミスも含めて処分の対象外にしている。例えば、オーバールンや、速度超過、停車駅の通過は以前は処分対象だったが、現在は原則処分しない。上がってきたミスの報告はデータベース化し、

必要なのは安全対策を実施。停止位置のミスが多かった駅では、駅に差し掛かる時注意喚起のアナウンスが運転室に流れるようにするなどの対策をとる。それでも、同社は17年、異臭があった「のぞみ」を走らせ、台車に破断寸前の亀裂が見つかる問題を起し、列車を止める判断基準を変更するなどした。同社の漆原健安全推進部長は「原則非処分にすることで、本人は知らず知らずのうちに安全対策が進んだのは間違いない。それでも、台車の問題では、異常を把握しながら列車を止められなかった。安全のためには、まだまだやらなければならぬことがある」と話す。

宝塚線脱線事故後のJR西日本をめぐる主な動き

2005年4月	脱線事故が発生①
07年6月	国の航空・鉄道事故調査委員会(現・運輸安全委)が最終報告書を公表
08年9月	兵庫県警が山崎正夫・元社長ら10人を業務上過失致死傷容疑で書類送検
09年9月	山崎氏が事故調査委員に調査情報の漏洩(ろうえい)を働きかけ、報告書案を事前に入手していたことが発覚
10年4月	神戸地検が不起訴処分とした井手正敬氏に歴代3社長を検察審査会の議決で強制起訴、裁判に②
12年1月	神戸地裁が山崎氏に無罪判決
14年3月	遺族らが「組織罰を考える勉強会」(現・実現する会)を発足
17年6月	最高裁が業務上過失致死傷罪で強制起訴された歴代3社長に対する上告を棄却し、無罪判決が確定
12月	新幹線のぞみ34号の台車に亀裂が生じたまま走行を続ける重大インシデントが発生③
18年9月	脱線事故現場に整備した「祈りの杜」が完成④



朝日新聞朝刊

(事務局広報部)

JR宝塚線(福知山線)脱線事故

2005年4月25日 午前9時18分発生

死者 107人 (運転士を含む)

負傷 562人



**いちから
わかる●**

JR宝塚線脱線事故 20年の歩みは

Q 事故の直接的原因は？

A 運転士がブレーキをかけた遅れ、制限速度が70^{キロ}の力^{キロ}ープに約116^{キロ}で進入したためだ。手前の駅でホームを行きすぎるミスをして、その報告をするよう車掌に求めており、指令員にどんな報告をするか気を取られていたとみられている。

Q 事故の教訓は生かされ

負傷。JR史上、最悪の惨事だった。

Q JR宝塚線脱線事故から20年になる。

A 2005年4月25日午前9時18分ごろ、兵庫県尼崎市の市で起きた。7両編成の快速電車がカーブで脱線。マンシヨンに衝突し、乗客106人と運転士が死亡、562人が

Q JR宝塚線脱線事故から20年になる。

たのか？

A 国は鉄道会社に対し、急カーブなどに速度超過を防ぐ自動列車停止装置（ＡＴＳ）の設置を義務つけた。また、輸送の安全管理を担当する安全統括管理者の配置も義務づけている。

JR西日本は、衝突時のショックをやわらげる構造の車両を導入。事故が発生する可能性や発生した場合の被害の大きさを数値化し、危険度の高い事項から安全対策を講じるリスクアセスメントを鉄道会社で初めて採り入れた。

Q 事故の刑事責任は？

入社した

で、記憶
になつて
に限りな
う予定だ

や教訓の継承が課題
おり、公開は遺族ら
から社員研修にも使
(石田貴子)

自動停止装置など安全策が義務に。記憶継承が課題

ミス原則処分しない運用は、他の鉄道会社にも広がっているのか。脱線事故を調査した事故調の「建議」を受け、国土交通省は07年、全国の地方運輸局などに鉄軌道事業者への改善策の指導を通達。その中で、トラブルやミスを報告しやすくして安全対策につなげるため、運輸士らのミスを社内では原則非処分にすることを例示している。

朝日新聞が大手鉄道事業者22社に、「安全対策に生かすため、事故やトラブルにつながるたり、その恐れがあったりした人的ミスをした運輸士らを原則処分しない運用をしているか」を尋ねたところ、JR東日本やJR北海道など8社が「実施している」と回答した。JR東日本は脱線事故などを受けて07年から導入。「社員が報告しやす

をのぞき、原則非処分にする。

一方、原則処分しない運用を「実施していない」と回答したのは10社。ある私鉄の関係者は、「原則非処分にすれば、乗務員や職場の緊張感が薄れる恐れがある」と話した。10社の中には、ミスなどが報告しやすくなるよう工夫をする社も多い。ある社は「ミスには社内規定に基づき厳正に

などで国から事業改善命令を受けたのを機に14年から実施。「ありのまま報告する文化を醸成する」ためだとした。東急電鉄も、悪意や故意などがあつた。

非懲罰進む航空業界

鉄道業界の認識に幅がある一方、航空業界では、ヒューマンエラーの非懲罰制度の取り組みが進んでいる。日本航空では1985年のジャンボ機墜落事故以降も、部品の誤使用などトラブルが続き、第三者機関の指摘を受けてミスを処分対象外とする制度を導入した。その後、国交省も指針を改訂し、航空事業者には、ミスは原則非処分にして、安全に関する情報を収集する社内体制やシステムの構築が求められるようになった。現在、国内全ての事業者がこうした体制づくりに取り組んでいる。

(事務局広報部)

「緊張感薄れる」割れる各社

朝日新聞が大手鉄道路事業者22社に、「安全対策

をのぞき、原則非処分に
する。

一方、原則処分しない運用を「実施していない」と回答したのは10社。ある私鉄の関係者は「原則非処分にすれば、

乗務員や職場の緊張感が薄れる恐れがある」と話した。10社の中には、ミズノなどが報告しやすくなるよう工夫をする社も多いためある社は「ミスには社内規定に基づき厳正に

「R北海道は、石勝線の
を摘むため」と答えた。
環境を作り、事故の芽
を摘むため」と答えた。
北海道は、石勝線の
を摘むため」と答えた。
環境を作り、事故の芽
を摘むため」と答えた。

など、国から事業改善命
書を受けたのを機に14年
から実施。「ありのまま
を報告する文化を醸成す
る」ためだとした。東急
も、悪意や故意など
があった。

非懲罰進む航空業界

その後、国交省も指針を改訂し、航空事業者には、ミスは原則非処分に
して、安全に関する情報
を収集する社内体制やシ

機密落事故以降も、部品を誤使用などトラブルが続き、第三者機関の指摘を受けてミスは処分対象外とする制度を導入した。国内全ての事業者がこうした体制づくりに取り組んでいる。

災害大国

職場の熱中症 早期警戒を

体温上昇、端末で通知 ■ 冷房付き休憩室

近年、記録的な暑さが続く夏が目前に迫るなか、熱中症には早期から警戒が必要だ。6月から、国は職場での熱中症対策を罰則付きで義務化する。

▼1面参照

「こんなときは危険信号！ 生あくび・めまい・汗がでない」

5月下旬。ゼネコン大手の大林組が手がける埼玉県内の工事現場では、熱中症への警戒を呼びかけるポスターが休憩室や通路の壁など、あちこちに貼られていた。

気温は29度。約400人の作業員は全員、体の

中心部の温度を測る端末を手首に装着する。数値が上昇すると音や振動で知らせる仕組みだ。休憩や救護のために設けた「冷房小屋」は冷房が利き、熱中症が疑われる人がいたら汗の量や呼びかけへの反応などをもとに、救急車を呼ぶべきか判断するフロー図も掲示されていた。工事事務所の五十嵐公一さんは「いち早く気づき、誰でも正しく対応できるようにしている。とにかく重篤化させないことが一番大切だ」と話す。

厚生労働省は労働安全衛生規則を改正し、6月1日から企業に熱中症対策の強化を求める。屋内・屋外を問わず、暑さ指数が28以上か、気温31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間を超える労働が対象だ。背景には、職場で熱中症により亡くなったたり、4日以上休業したりした人が昨年、過去最多の195人となり、死者数が3年連続30人台で推移していることがある。ほとんどのケースで初期対応の遅れが重篤化につながった。

企業には、熱中症のおそれがある労働者を早く発見して連絡する体制づくりや、重症化を防ぐための応急処置などの手順をあらかじめ作成・周知することが求められる。

高湿度で増「梅雨型」注意を

暑くなるのが早まり、注意が必要とされるのは「梅雨型熱中症」だ。近年、この時期から発症者が増えていることを受け、医療の専門家らが注意を促している。

大分市の「わだ内科・胃と腸クリニック」院長の和田蔵人医師のもとには、毎年6月ごろから熱中症が疑われる患者が来院する。めまいや吐き気、倦怠感を訴え、熱中症と診断されると「まさか、こんな時期に」と驚くという。「梅雨型熱中症」と思われる患者さんの受診は増えている実感がある」と話す。

和田さんによると、熱中症に注意が必要になるのは、気温25度、湿度70%以上の環境下だ。各地

が梅雨入りする6月上旬ごろから、こうした状況になりやすい。風通しの悪い室内での発症の多さが、特徴の一つに挙げられる。湿度が高いと汗が蒸発しにくく、体内に熱がこもるといふ。

予防にはエアコンの除

湿機能を使ったり、サーキュレーターで空気の循環を促したりするのが有効だ。湿度が高いと、のどの渇きも感じにくいので、意識的な水分補給も大切だ。高齢者や乳幼児に加え、皮下脂肪が多く熱がこもりやすい肥満の人、寝不足の人も注意が必要という。

また、暑さに強い体づくりも重要だ。日本気象協会は、夏本番を迎える前から、ウォーキングなど軽い運動や湯船につかるなど、意識的に汗をかくことを推奨。個人差はあるが、暑さに慣れるには数日から2週間程度かかるという。(丸井祥子)

以下の罰金が科される。大林組の取り組みもこれらの動きを踏まえたもので、担当者は「熱中症は災害だと、これまでも繰り返して注意喚起している。今後も撲滅に向けて取り組みたい」と話した。



①熱中症対策ハウスと名付けられた小屋。内部には、横になれるベンチや塩あめ、冷えた飲料などが準備されていた
②作業員は体の中心部の温度を測り、異変があると音や振動などで知らせる熱中症対策の端末をつけていた＝いずれも22日、埼玉県

暑さに慣れるための方法

日本気象協会「熱中症ゼロへ」の資料から

ウォーキング・ジョギング 帰宅時に一駅分歩くなど 運動目安 ウォーキング 30分 ジョギング 15分 頻度目安 週5回	サイクリング 30分 × 週3回
適度な運動 筋トレやストレッチなど適度に汗をかくもの 30分 × 週5回～毎日	入浴 シャワーだけでなく、湯船に入るもの 2日に1回

朝日新聞朝刊

(事務局広報部)

災害大国

6月から注意したい熱中症と
対策を記者が解説します



解説人語
Asahi News Inside
ニュースの背景
動画でより深く

6月の熱中症死

気温上昇で増加 「暑さに慣れる前」注意を

熱中症で6月の1カ月間に死亡した人の数が、2024年までの10年間で564人に上ることが分かった。1980年代の10年間の熱中症死者の総計（580人）とほぼ同じ水準に達した。温暖化の影響で熱中症の死者数は増加傾向にあり、特に猛暑となる7、8月は対策の必要性が指摘されているが、6月でもリスクが高いことが浮き彫りになった。

▼24面＝悩む教育現場、27面＝職場も警戒

厚生労働省は人口動態統計で、年間の熱中症の死者数を集計している。それによると、15～24年の10年間で少なくとも1万2475人が熱中症により死亡した。6～9月の月別の死者数も公表するようになった07年以降をみると、6月の月間の死者数は増加傾向にあり、15～24年は564人（24年は概数）だった。これは35年前、80～89年の総計（580人）とほぼ同じ数だった。

死者数が増えた背景には気温の上昇がある。日本の6月の気温をみると、15～24年の10年間の平均は35年前より1.4度上がっていた。

特に死者数が多かった22年6月（241人）も気温が高かった。気象庁のまとめによると、この月の下旬は太平洋高気圧が張り出して平均気温は東日本で4.0度、西日本で3.2度も平年を上回るなど、46年の統計開始以降で最も高温だった。6月の熱中症の死者数は、それ以降も52人（23年）、51人（24年）と高い水準が続く。

環境省の熱中症対策室によると、暑さに慣れるには少なくとも数日かかると言われており、6月は特に注意が必要という。

（髙川俊）

（事務局広報部）

熱中症の死者 昨年最多 6～9月、2033人に

2025年5月5日 朝日新聞朝刊

2024年の年間の熱中症死者数が過去最多になる見通しであることがわかった。厚生労働省が公表している6～9月の死者数（概数）で計2033人に上り、これまで最多だった10年の1731人を上回る。00年までの10年分の死者数（計1933人）とほぼ同じ水準にあたる。

厚生労働省が人口動態統計で公表している死者の死因をみると、1年間の熱中症の死者数は1980年代まで2桁台が多かったが、94年以降は3桁台で推移。2010年に初めて1千人を超え、18年以降はほぼ毎年1千人超になっていた。暑さが厳しさを増し、18年以降はおおむね、延べ3千地点以上で35度以上の猛暑日を記録している。

24年については、6～9月で計2033人に上り、7月（871人）と8月（899人）が特に多かった。気象庁のまとめによると、7月は東日本と沖縄・奄美で、8月は西日本で月平均気温が過去最高となるなど記録的な暑さになっていた。年間の死者数（確定値）は今年9月に発表される予定。

（髙川俊）

（事務局広報部）

次号は令和7年8月中旬頃発行予定です。皆様よりの情報提供を期待しています。
また、コンサルタント事例としての経験談（成功談でも失敗談でも）を募集しています。
それ以外の内容でも大歓迎です。寄稿をお待ちしています。

- ・今回の SSHCON ニュースに対するご感想・意見等をお寄せ下さい。
- ・みなさんがお持ちの情報、写真等で会員みなさんに提供したいものがありましたら、連絡下さいますようお願い致します。